

エクササイズ教室参加者募集

健康増進課では、運動習慣を身につけて、いつまでも若々しいところと体を保つためのエクササイズ教室を実施します。無理なく楽しく体を動かして、ところと体を健康に保ちましょう！

【実施内容等】

コース名・日時	運動内容	定員・対象※	場 所
①お腹すっきり 体幹トレーニング Aコース 月曜 13:15～14:15	お腹まわりの脂肪を燃焼させる筋トレです。体幹を鍛えたい方、お腹まわりが気になる方におすすめです。 運動量 ★★★☆☆	20名 (40～74歳の方)	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階 音楽室
②お腹すっきり 体幹トレーニング Bコース 月曜 14:35～15:35			
③ しなやかストレッチング Aコース 金曜 9:30～10:30	初めての方でもできる、簡単なストレッチです。これから運動を始める方、無理なく運動を続けたい方におすすめです。 運動量 ★☆☆☆☆	各20名 (65～74歳の方)	
④ しなやかストレッチング Bコース 金曜 10:50～11:50			

※ただし町に住民票のある方で、医師から運動制限されていない方。

※年齢基準日は令和7年3月31日となります。今年度に75歳以上になる方は、参加できませんのでご了承ください。

▶日 時 6月24日(月)～12月16日(月) 毎週月曜日または金曜日(全16回)

(コースにより異なるため、詳細日程は参加者の方に後日通知でお知らせします。)

▶料 金 2,000円 ※前半8回分と後半8回分で分割の納入をお願いします。

初回の教室では1,000円を納入してください。

▶申込方法 申請書に必要事項を記入し、健康増進課へ提出してください。

※申請書は、健康増進課窓口で配布または町ホームページからダウンロードできます。

※申込者が多数の場合には、昨年度エクササイズ教室に参加されていない方を優先とし、それでも多数の場合には抽選とします。

▶申込期間 5月27日(月)～6月7日(金) 正午

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)
茨城県総合福祉センター「ゆうゆう館」内

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。
令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。
(※県内は均一の保険料率となります)

区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度 ※所得割率は賦課の もととなる金額に よらず、統一され ます。
		賦課のもととなる 金額が 58万円以下の方	賦課のもととなる 金額が 58万円超の方	
均等割額	46,000円	47,500円 (+1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額
(100円未満切捨て)

=

均等割額
被保険者一人当たり
47,500円

+

所得割額
(賦課のもととなる金額)
× 所得割率

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

●賦課限度額の改正について

年収約1000万円を超える方を対象とする賦課限度額（保険料の年間上限額）は段階的に引き上げが実施され、令和5年度の66万円から令和6年度は73万円（令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円）、令和7年度は80万円となります。

令和6年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	7割	14,250円
② 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「29万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,750円
③ 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「54万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	38,000円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません**。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
○保険料の納付について 茨城県町保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

70歳以上の高齢者世帯対象

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた電話機等の購入経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方（補助対象者）

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りします。

- ①茨城町に住所を有し、現に居住されている方
- ②令和6年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
(同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。)
- ③町税等を滞納していない方



■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機**、または**固定電話機に接続して使用する機器**。

- (1) **通話録音装置** 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) **着信拒否装置** 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

注) 申請前に購入した電話機等は対象となりません。

■補助金額

購入・設置費用の5分の4（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

(例) 12,500円で購入・設置（消費税込み）

$12,500円 \times 4/5 = 10,000円$

補助額 10,000円、個人負担費用は2,500円



■申請方法 電話機等の**購入前**に、**秘書広聴課**へ**申請**をお願いします。
(郵送または窓口にて受付)

〈申請時に必要なもの〉

- ①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②購入予定機器の機能が確認できる書類の写し（カタログ等）
- ③購入予定額を確認できる書類（見積書等）
- ④町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- ⑤印鑑

※代理申請の場合は、①～⑤に加えて

⑥委任状（様式第3号）

⑦代理の方の本人が確認できる身分証明書（運転免許証等）

上記申請書類は、**秘書広聴課**で配布または**町ホームページ**からダウンロードできます。

■申込期限 6月28日(金)

※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分（郵送のみ締切日当日消印有効）

※申請多数の場合、抽選となります。

■受付窓口 秘書広聴課 協働推進グループ（2階12番窓口）

【問合せ先】 秘書広聴課 協働推進グループ ☎ 029-291-8802 (直通)
FAX 029-292-6748

家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

▶**支給対象者** 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を月に15日以上在宅で介護している家族であって、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方

▶**支 給 額** ①非課税世帯 月額5,600円以内
②課税世帯 月額4,000円以内
※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。

▶**補助対象介護用品** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤（液体、泡タイプ）、お尻拭き、からだ拭き
▶**利 用 店** 次の町指定店舗にて購入できます。

- ①みすず薬局 石崎店（上石崎）
- ②カワチ薬品 茨城町店（長岡）
- ③カワチ薬品 桜の郷店（桜の郷）
- ④コスモ調剤薬局こづる（小鶴）
- ⑤ツルハドラッグ 水戸南店（長岡）
- ⑥ツルハドラッグ 茨城桜の郷店（桜の郷）
- ⑦ケーヨーデイツー 茨城町店（長岡）

▶**利用券の返却** 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等により対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。

▶**更新申請** 毎年6月に更新申請があります。
・受付期間 **6月3日(月)～12日(水)**
・申請場所 長寿福祉課（1階3番窓口）で申請してください。
・持参するもの 介護保険証、申請に来る方の身分証明書

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

消費生活
センター

インターネット通販トラブル 気づかないうちに定期購入に？！

インターネット通販は手軽で便利のため、利用している方も多いですが、インターネット通販に関するトラブルは年々増加しており、注意が必要です。今回は、インターネット通販の「定期購入」に関するトラブル事例と、トラブルに遭わないための注意点をお伝えします。

事 例

◆スマホで「定期縛りなし」「初回1,980円」という美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届いたが、2回目は不要と判断し、販売会社に定期コースを解約するために電話をかけたがずっと話し中でつながらない。解約の連絡がつかないまま2回目の商品が届いてしまった。

⚠️トラブルにあわないために

- ・店名、住所、電話番号等の記載があるか必ず確認しましょう。
- ・支払い方法が前払いや代金引換のみのサイトは注意が必要です。事前に確認しましょう。
- ・「最終確認画面」は内容を最後まで確認しましょう。
- ・「契約条件」はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。



困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン ☎188（局番なし）

令和6年度から介護保険料が変わります

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に創設され、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費（税金）で賄われています。介護保険制度の安定した運営を図るため、65歳以上の方の保険料は介護保険事業計画とともに3年ごとに見直しされます。

令和6年度から令和8年度までの3年間、65歳以上の方の介護保険料を改正することとなりましたのでお知らせします（下記の表をご覧ください）。

所得段階区分			対象者		保険料額	
	世帯	本人			保険料率	年 額
第1段階			生活保護受給者		基準額×0.285	20,800円
第2段階	住民税非課税世帯	本人住民税非課税	合計所得金額 + 課税対象年金収入額	老齢福祉年金の受給者 80万円以下の方	基準額×0.285	20,800円
第3段階				80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	35,500円
第4段階				120万円超の方	基準額×0.685	50,100円
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	80万円以下の方	基準額×0.9	65,800円
第6段階				80万円超の方	基準額×1.0	73,200円
第7段階				120万円未満の方	基準額×1.2	87,800円
第8段階				120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	95,100円
第9段階				210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	109,800円
第10段階				320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	124,400円
第11段階				420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	139,100円
第12段階				520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	153,700円
第13段階				620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	168,300円
				720万円以上の方	基準額×2.4	175,700円

<保険料の納め忘れや滞納をすると・・・>

介護サービスを利用する際に、一時的に全額自己負担になったり、**本来1割から3割で済む自己負担額が3割（もともと3割の人は4割）**になってしまったり、ご本人やご家族の負担が大きくなってしまいます。納期限内の納付にご協力願います。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

小・中学生の通学中の安全確保に関するお願い

子どもたちの通学時の安全確保のため、保護者様及び地域の皆様のご協力をお願いします。

- ・保護者の方は、子どもたちが自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底にご協力ください。
- ・通学中の自転車や歩行者がいる場合は、徐行にご協力ください。
- ・通学で児童・生徒が通る道路に接する土地所有者は、枝木等（ブロック塀を含む）の適切な管理にご協力ください。
- ・不審者を見かけた場合は、警察に通報や学校への連絡等にご協力ください。



【問合せ先】 学校教育課 施設グループ ☎ 029-240-7121（直通）

令和6年度 茨城町住宅リフォーム資金助成事業 を実施します

町では、町内の施工業者を利用して自己用住宅のリフォーム工事を行う町民の方に対して、その工事金額の一部を助成します。申請方法や添付書類等は都市整備課までお問い合わせ下さい。

▶助成対象者の要件

- (1) 町内に住民登録をしており、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、申請時においてその住宅に3年以上居住していること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
- (2) 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。
- (3) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない方。

▶助成対象リフォーム工事

- (1) 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
- (2) 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、住宅設備工事等。
- (3) 申込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を開始し、翌年2月末日までに終了する工事（既に着工している、もしくは工事完了済の住宅は対象になりません）。
- (4) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない住宅。
※助成の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。
(例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事 等

▶受付期間 **5月15日(水)～ 6月14日(金)**
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

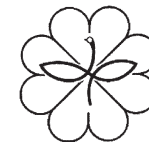
▶募集件数 **18件**
ただし募集件数を超える申込みがあったときは、抽選により助成対象者を決定します。

▶助成額 助成金の額は一律20万円です。

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116（直通）

あなたの地域の身近な相談相手

こんにちは 民生委員・児童委員 です



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。
民生委員制度は、大正6年（1917年）5月12日に誕生した、歴史ある制度です。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員とは、厚生労働大臣からボランティアとして委嘱された、非常勤の公務員です。地域住民と、行政や専門機関などの「つなぎ役」を担っており、地域住民からの相談に広く応じています。

また、**児童委員**は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどに対する支援を行っています。民生委員が兼任しており、各担当区内の住民の相談・支援を行う「地区担当委員」と、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する「主任児童委員」に分かれています。

地域の皆さんの相談相手です

皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて、助言やお手伝いをします。

皆さんと行政のパイプ役です

皆さんが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。

各地区の民生委員・児童委員へご相談のある方は、下記までご連絡ください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

生ごみ処理容器等購入費補助制度のお知らせ

生ごみ処理容器等購入費補助制度について

町では、環境にやさしい循環型社会の実現を目指して、5R（不要なものを買わない・もらわない（Refuse）、減量（Reduce）、再使用（Reuse）、修理（Repair）、資源化（Recycle））を推進しています。

5Rを推進する施策として、生ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入費用の一部を補助します。

▶補助額

種 類	補 助 額
生ごみ処理容器（コンポスト）	購入費の2分の1（100円未満切り捨て）とし、3,000円を限度とします。
電気式生ごみ処理機	購入費の2分の1（100円未満切り捨て）とし、1万5,000円を限度とします。

▶申込期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（土・日・祝日を除く）

※受付数に限りがありますので、申請を検討されている方は、購入前にお問い合わせください。

▶補助金の交付対象（以下の要件をすべて満たす方）

1. 申請日が属する年度内に生ごみ処理容器等を購入する方
2. 過去5年以内にこの補助金を受けたことがない方
3. 町内に住民記録がある方
4. 申請者と申請者の同一世帯員が町税や使用料を滞納していない方
5. 生ごみ処理容器で生産した堆肥を適正に処理することができる方



詳しい補助要件や必要書類等については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）

木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助希望者を募集します

町では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方を対象に「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣及び耐震改修費の補助を実施しています。

耐震診断士派遣事業

耐震診断士派遣事業とは、町内の木造住宅の所有者が耐震診断を受ける場合、耐震診断士を派遣して派遣費用の一部を補助している事業です。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方
対象となる住宅	次に掲げる <u>全ての要件に該当</u> すること ①町内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅 ②丸太組構造及び型式適合認定によるプレハブ工法以外により建てられたもの ③階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの ④昭和56年5月31日以前に適法に着工されたもの ⑤東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明が半壊以上でないもの
申込期間	6月3日(月)～10月31日(木) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（土・日・祝日を除く）
診断費用	申込には自己負担額として2,000円がかかります

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計とは、耐震診断士等が診断した結果から、補強するための設計書を作成することをいいます。
耐震改修工事とは、その設計書を基に、基礎や土台、柱、筋交い、梁、壁等を補強する工事のことをいいます。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	次に掲げる <u>全ての要件に該当</u> すること ①耐震診断士派遣事業の対象となる住宅の <u>全ての要件</u> に該当すること ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの ④令和7年2月末日までに設計または工事が完了するもの	
申込期間	6月3日(月)～8月30日(金) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（土・日・祝日を除く）	
補助金額	耐震改修設計 設計に要する費用の3分の2 (限度額：100,000円)	耐震改修工事 工事に要する費用の23% (限度額：230,000円)

補助件数と申込受付

補助件数
耐震診断士派遣事業 2戸
耐震改修設計 1戸
耐震改修工事 1戸
(全て先着順となります)

申込受付及び問合せ先

申込受付
茨城町役場 都市整備課（1階10番窓口）

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116（直通）

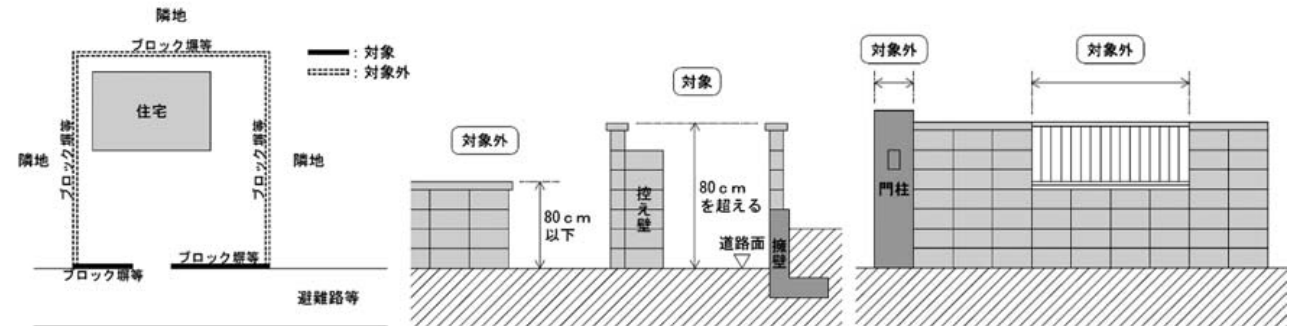
危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

町では、地震発生時における危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止し、通行者の安全を確保するために、避難路等に面するブロック塀等を解体する費用の一部を補助しています。

▶対象となるもの（次の条件を全て満たすもの）

- ・避難路等（※）に面したものであること
- ・危険ブロック塀等に該当（道路面からの高さが80cmを超える組積造またはコンクリートブロック塀で、町による事前調査で危険と判断されたもの）

※「避難路等」とは、茨城町地域防災計画に定める緊急輸送道路または通学路を指します。

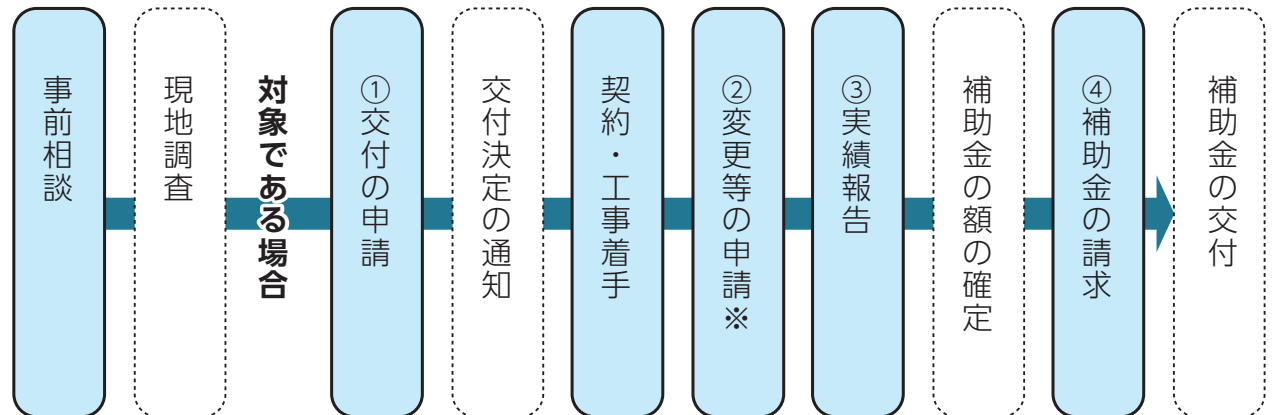


▶補助金額

撤去費用※の3分の2を補助（最大10万円）

※1メートルあたり15,000円を上限

▶手続きの流れ



※変更等の申請は、申請内容に変更があった場合のみ。

■：申請者が行う手続き

□：町が行う手続き

▶申請方法

町ホームページからダウンロード、または町都市整備課の窓口で配布する申請書に必要事項を記載し、都市整備課の窓口まで持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市整備課（1階10番窓口）までお問い合わせください。

▶申請期間

6月3日(月)～8月30日(金)
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（土・日・祝日を除く）

▶補助件数

3件（先着順となります）

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116（直通）

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練(試験放送)を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)※を用いた訓練で、町内の防災行政無線屋外スピーカーや防災ラジオ、登録制メール配信サービスなどでお知らせします。

▶訓練実施日時 5月22日(水) 午前11時頃

▶訓練で行う放送試験

町内の防災行政無線から、一斉に右記のように放送されます。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【問合せ先】 総務課 ☎ 029-240-7125 (直通)

【放送内容】

●上りチャイム音

●「これは、Jアラートのテストです。」×3回

●「こちらは、防災いばらきです。」

●下りチャイム音



公共下水道の供用開始区域を拡大しました



町では、公衆衛生の向上や、溜沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、1.09haの区域(令和5年12月25日供用開始:長岡・前田地区)において、公共下水道を使用することができるようになりました。拡大された区域にお住まいの皆様は、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします。

▶公共下水道への接続は3年以内に

下水道法では、公共下水道が利用できるようになると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことになっています。

▶接続工事補助金・融資あっ旋制度をご利用ください

供用開始後3年以内に下水道へ接続された方は、町の支援制度として、補助金の交付または融資のあっ旋が利用できます。詳細は、町下水道課までお問い合わせください。

【問合せ先】 下水道課 公共下水道グループ ☎ 029-240-7127 (直通)

HPVワクチンの接種について

HPVワクチンは、子宮頸がんの原因となる、ヒトパピローマウイルスの感染を予防するものです。予防接種の対象年齢の方は無料で接種ができますので、HPVワクチンの効果や副反応等のリスクについて十分にご理解いただき、接種についてご検討ください。

▶対象者 接種時に茨城町に住民登録がある小学6年生から高校1年生相当年齢の女子(平成20年4月2日から平成25年4月1日生まれの方)

※予防接種に必要な予診票は、令和5年6月に送付しています。転入や紛失等でお手元にない方は、母子健康手帳をお持ちの上、健康増進課の窓口までお越しください。令和6年度も、5月下旬に勧奨通知と予診票を送付予定です。



HPVワクチンのキャッチアップ接種について

積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、あらためて、HPVワクチンの接種の機会をご提供しています(キャッチアップ接種)。

▶対象者 平成9年4月2日~平成20年4月1日生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方

▶対象期間 令和7年3月31日まで(無料で接種できるのは今年度が最後です。接種間隔を考慮して、早目の接種をお勧めします。)

※HPVワクチンはHPV感染や子宮頸がんの発症を100%予防できるものではありません。ワクチンを接種した後も、20歳を過ぎたら子宮頸がん検診の受診が大切です。

※予防接種に必要な予診票は、令和5年6月に送付しています。転入や紛失等でお手元にない方は、母子健康手帳をお持ちの上、健康増進課の窓口までお越しください。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内



認定こども園

6月

長…長岡幼稚園 ま…まさみ幼稚園 飯…飯沼こども園
さ…さくらこども園 い…いばらき幼稚園 中…いばらき中央認定こども園

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
ま	さつまいもの苗植えをしよう	飯 身体測定 おはなしの会	ま しゃぼん玉遊び 【制作】6月のカレンダー	さ 大きくなったかな(身体測定)、ランチタイム	飯 【制作】トトロ時計	
さ	みんなで遊ぼう(寒天ゼリー遊び)、ランチタイム	長 つくってあそぼう(小麦粉粘土)	さ ひと息つきましよう(大人のお茶会:母子分離)、ランチタイム	長 親子ふれあいタイム		
ま		ま ママとキッズのふれあい体操教室☆	い 父の日制作	ま 親子体操		
9	10	11	12	13	14	15
さ	時の記念日に作ろう(トトロのフルクル時計)、ランチタイム	長 読み聞かせ(こころちゃんの会)	い 大きな絵を書こう!手形アート「てるてるぼうず」	ま ☆父の日のプレゼント作り	飯 6月生まれのお友達!園児と“お誕生会”(要予約)9:45~	
ま	サーキット遊び10:30~ ※要予約	中 手形足形で製作をしよう☆	ま ☆父の日のプレゼント作り 体をいっぱい動かそう(ホールでサーキット遊び)、ランチタイム	さ やってみよう(手形制作)、ランチタイム	ま おはなし会 ※要予約	
16	17	18	19	20	21	22
さ	やってみよう(手形制作)、ランチタイム	中 アロマで虫よけを作ろう!	い たくさん遊ぼう!お外で遊ぼう!リトミック(ペンギンコース10:00~/イルカコース10:50~)	長 サークット遊び	飯 どんろこ遊び	
ま	ベビーマッサージ ※要予約	長 誕生会	ま コース10:00~/イルカコース10:50~	さ 作って食べよう(クッキー作り)、ランチタイム	ま イベント:じゃがいも掘り ※要予約	
23	24	25	26	27	28	29
ま	クッキング ※要予約	中 心と体のすっきりヨガ☆	長 子育て講座(救命士)	さ 作って飾ろう(そよよ揺れる七夕飾り制作)、ランチタイム	ま 誕生会 ※要予約	
さ	ベビーマッサージ ※要予約	飯 お母さんが楽しむクレパスアート	さ 作って飾ろう(そよよ揺れる七夕飾り制作)、ランチタイム		飯 どんろこ遊び	
長	親子ふれあいタイム(園庭開放、身体測定)	ま ☆絵の具遊び	飯 【制作】7月のカレンダー			
30						

長岡幼稚園 ☎029(292)4019
☆活動時間 午前10時~11時
☆つき組の開放時間 各活動日の午前9時~午後2時 予約不要町内在住の方。
☆おむつ換えやベッドを利用の方は、衛生上バスタオルをお持ちください。
☆駐車場は、長岡小学校下をご利用ください。
☆育児相談を随時実施中です。お気軽にお声掛けください。
☆「つくってあそぼう」の活動は、チラシを「ご覧のうえ材料をお持ちください」。

まさみ幼稚園 ☎029(293)7111
☆園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時~午後2時
随時実施しております。お気軽にご相談ください。
☆予約は、6月3日(月)午前9時から受け付けます。
☆表内☆印は、同じ内容の活動を行います。いずれかをあお選びください。
※詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせは電話またはメール(HP内にあります)でお願いします。

飯沼こども園 ☎029(292)6868
☆要予約の受付 6月3日(月)~10日(月) 午前10時~午後4時(電話受付)
☆21日(金)、28日(金)の「どんろこ遊び」は、帽子・着替え・タオル・ビニール袋の用意をお願いします。
☆要予約以外の活動は、月齢問わず誰でも参加できます。
☆園庭開放・育児相談(看護師等) 6・3・13・10・20・17・27・24日
・育児相談(栄養士等)

いばらき幼稚園 ☎029(292)0162
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆トドラーズクラブ 親子で一緒に楽しく遊ぼう!
☆隔週火・水曜日 午前10時30分~11時30分
☆ベビーマッサージ 親子でスキップ(生後2か月~1歳未満対象) 年5回予定 午前10時30分~11時30分 ※要予約(園までご連絡ください)
☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前8時~午後1時
※初めてのの方はお問い合わせください。

いばらき中央認定こども園 ☎029(292)1207
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆おでつないで 親子で一緒に楽しく遊ぼう! 満1歳~対象
☆隔週水・火曜日 午前10時30分~11時30分
☆ベビーマッサージ(親子でスキップ)生後2か月~1歳未満対象 年5回予定 午前10時30分~11時30分
☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時~午後2時
※初めてのの方はお問い合わせください。

防災行政無線の放送内容の確認
にご利用ください

登録制メール配信サービス

放送内容を、放送と同時にメールで配信します。

登録用二次元
バーコードはこちら↓



防災行政無線テレフォンサービス

放送内容が、自動音声で流れます。
☎0800(800)8848(無料)
また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】

総務課 防災・危機管理グループ
☎029(240)7125(直通)

自動車税(種別割)の納期限は
5月31日です

自動車税(種別割)は、4月1日現在で自動車を所有(割賦販売契約の場合は使用)している方に課税されます。今年度の納期限は5月31日(金)です。納期限までに、お近くのコンビニエンスストア、金融機関、郵便局または県税事務所窓口で必ず納付してください。

スマホ決済(PayPay、PayPay、LINE Pay)及び「地方税お支払いサイト」より、クレジットカードでの納付(決済手数料は納付金額により異なります)も可能です。納付方法の詳細については、納税通知書に同封されているお知らせをご覧ください。
※障害者手帳をお持ちの方は、一定

の要件を満たす場合、納期限までの申請により減免される場合があります。

【問合せ先】

水戸県税事務所 収税第一課
☎029(221)6605

創業支援セミナーのご案内

創業後に必要な知識を学び、専門家から具体的なアドバイスを受けて事業案や創業計画書の作成を目指します。創業予定の方から創業に関心のある方、創業後間もない方はぜひご受講下さい。

▼日時

【集団】

6月26日、7月3日
7月10日、7月17日
午後7時～9時
7月30日、8月7日
時間は要相談

【個別】

時間は要相談

▼場所

茨城町商工会

▼講師

中小企業診断士 阿内利之氏
(アルモファクトリー(株)代表取締役)

▼その他 詳細は当会HPをご覧ください。
<https://www.ibarakimachi.or.jp>

【問合せ先】 茨城町商工会
☎029(292)5979

日本赤十字社茨城町分区分
令和5年度赤十字活動資金(募金)
ご協力の御礼

日本赤十字社は、人々の幸せと世界の平和を目指して、災害救護、国際支援、救急法等の講習、ボラ

ンティアの養成などさまざまな活動を行っています。これらの活動は、町民の皆様、法人の皆様から寄せられる赤十字活動資金(募金)により支えられています。

昨年度も多くの皆様から赤十字活動資金(募金)のご協力をいただき、誠にありがとうございました。その実績についてご報告します。

今後とも日本赤十字社の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

▼個人・世帯からの寄付(一般社資)
寄付総額 373万1,750円
(3月31日現在)

▼法人・個人からの大口の寄付(特別社資)
寄付総額 25万円
(3月31日現在)

▼ご協力いただいた法人様一覧

※茨城町分区分で寄付を受け付け、かつ掲載に同意が得られた法人様のみ掲載しています。

(順不同、敬称略)

日東自動車機器(株)、(株)フラ
ワーギフト、堀越医院、(株)リ
テム、山田車体工業(株)、宇佐神
クリニック、日東メンテナン
(株)、日東電気(株)、はせがわ歯
科医院、小河原セメント工業(株)、
(株)電研工業、水戸暖冷工業(株)、
たかつち歯科医院、(株)茨城圧力
機器製作所、おど歯科クリニック、
(株)茨城県中央食肉公社、常
陸森紙業(株)、梅の里あいの家、
松浦工務店、石崎病院、谷口内科
医院、茨城いすゞ自動車(株)水戸
営業所、有波歯科医院、介護老人
保健施設レイクヒルひぬま、介護

老人保健施設エバーグリーン、ア
サガミプレスいばらき(株)、特別
養護老人ホーム桜の郷元気、日本
瓦斯(株)水戸営業所、緒方内科循
環器クリニック、特別養護老人
ホームみどりの杜、茨城補成会涸
沼学園、桜の郷クリニック、いば
らき診療所こづる、トヨシマデン
タルクリニック

【問合せ先】

社会福祉課
☎029(240)7112(直通)

働く意欲のあるシルバー世代の
皆さん、一緒に働きませんか！

茨城町シルバー人材センターでは、会員を募集しています。健康で働く意欲があり、センターの目的・趣旨に賛同される60歳以上の方々の入会をお待ちしています。

▼急募(令和6年5月現在)

①屋内外清掃 ②除草作業

③剪定作業

右記の仕事以外にも、一般企業から人材派遣の要請が入ります。仕事の内容に興味のある方は、詳しくご説明しますので、お気軽に茨城町シルバー人材センターまでご連絡下さい。

【問合せ先】

(一社) 茨城町シルバー人材センター
(担当: 齋藤)
☎029(292)8627

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748